

平成26年度
県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

目 次

[重点要望事項]	5
1 子ども医療費助成制度の拡充等について	5
2 医師・看護師の確保及び地域医療体制の充実について	6
3 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の処分について	7
4 有害獣被害防止対策の拡充について	8
[要望事項]	9
総合行政の充実強化について	9
1 空家に関する対応策について（銚子市）	9
2 生活交通路線運行費補助事業における補助金交付額要件の緩和について（館山市、南房総市）	9
3 成田国際空港のアクセス整備促進について（成田市）	10
4 鉄道駅エレベーター等整備事業補助金について（勝浦市）	11
5 JR成田線（我孫子～成田間）の増発について（我孫子市）	11
6 北総線の運賃について（印西市、白井市）	11
地方行財政の充実強化について	13
1 個人住民税の特別徴収実施を入札参加資格要件とすることについて（四街道市）	13
防災・危機管理行政の充実強化について	14
1 千葉県液状化等被害住宅再建支援事業について（千葉市）	14
2 帰宅困難者対策について（市川市）	14
3 旧県スポレク健康スクエア用地への消防学校等の立地について（市原市）	15
4 東京湾沿岸地域における震災対策について（市原市）	15
5 市街地液状化対策事業の民間負担費用にかかる助成について（浦安市）	16
6 減災道路の整備について（山武市）	16

保健福祉行政の充実強化について	17
1 医療費助成における助成方法の変更について（千葉市）	17
2 子ども医療費助成制度の拡充等について（銚子市、市川市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、八街市、富里市、大網白里市）	17
3 「子育て応援！チーパス事業」の期限延長について（市川市）	18
4 待機児童対策の充実・強化について（船橋市、野田市、印西市）	18
5 医師・看護師の確保及び地域医療体制の充実について（船橋市、成田市、旭市、匝瑳市、香取市、山武市）	19
6 安房地域における児童相談所の体制強化について（館山市）	19
7 次期介護保険事業計画策定に向けた包括ケア推進と関係する諸問題の整理について（野田市）	20
8 県立東金病院の医療機能等引き継ぎについて（東金市）.....	20
9 救命救急センター運営費の確保について（旭市）	21
10 東葛北部医療圏内の周産期医療対応医療機関の設置について（柏市）	21
11 柏児童相談所の充実・強化について（柏市、我孫子市）	21
12 国民健康保険税（料）の収納率向上に係る経費の財政支援について（八街市）	23
13 国民健康保険の広域化を含めた抜本的改革について（大網白里市）	23
環境生活行政の充実強化について	24
1 犬吠埼灯台前園地及び遊歩道の整備促進について（銚子市）	24
2 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の処分について（木更津市、松戸市、印西市、白井市）	24
3 太陽光発電システムの拡充及び、住宅用省エネルギー設備設置費補助の継続について（成田市、君津市）	25
4 印旛沼の水質浄化について（佐倉市）	25
5 産業廃棄物の不適切処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について（東金市）	26
6 水道事業用井戸掘り替え要件の規制緩和について（八千代市）	26
7 海上自衛隊下総教育航空基地に係る航空機騒音について（白井市）	26
商工労働行政の充実強化について	28
1 浅間山砂利採取跡地の利用促進について（富津市）	28

農林水産行政の充実強化について.....	29
1 北総中央用水に関わる関連事業の採択要件の緩和と補助事業の拡大について(千葉市)	
.....	29
2 施設園芸用燃油の高騰対策について(旭市)	29
3 有害獣被害防止対策の拡充について(勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市)	29
4 経営所得安定対策対象作物の追加について(富里市)	30
5 農業基盤整備促進事業を県補助金対象事業とすることについて(南房総市)	30
農林水産行政の充実強化について.....	29
農林水産行政の充実強化について.....	31
(道路)	31
1 国・県道の交通安全施設整備について(館山市)	31
2 都市計画道路の整備促進について(木更津市)	31
3 北千葉道路の早期事業化について(松戸市)	32
4 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の早期完成について(茂原市、いすみ市)	32
5 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について(佐倉市)	33
6 市内を通過する幹線道路の整備について(習志野市)	33
7 管内の道路の整備について(柏市)	33
8 狭隘国県道の道路改良について(勝浦市)	34
9 つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成について(流山市)	34
10 管内道路の整備について(流山市)	35
11 (仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について(八千代市)	35
12 国道356号の歩道整備について(我孫子市)	35
13 国・県道の整備促進について(鴨川市)	36
14 国道464号栗野バイパス線の整備促進について(鎌ヶ谷市)	36
15 新京成線連続立体交差事業の推進について(鎌ヶ谷市)	37
16 鎌ヶ谷都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線の早期整備について(鎌ヶ谷市)	37
17 南房総地域の縦断道路及び横断道路の整備促進について(君津市)	38
18 道路整備事業の推進について(富津市)	38
19 主要地方道の整備促進について(四街道市)	38
20 首都圏中央連絡自動車道「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工について(袖ヶ浦市)	40
21 アクアライン着岸地周辺の道路網整備について(袖ヶ浦市)	40
22 主要地方道成東酒々井線八街バイパスの整備促進及び住野十字路の交差点改良の整	

備について（八街市）	41
2 3 成田空港周辺の道路ネットワークの形成について（富里市）	41
2 4 国道410号の整備促進について（南房総市）	42
2 5 東総地区広域営農団地農道の県道への昇格について（匝瑳市）	42
2 6 県事業の整備推進と市町村事業の支援について（香取市）	42
2 7 一般県道太東停車場線の交通安全対策について（いすみ市）	43
2 8 国道465号深堀バイパス、苅谷新田野バイパスの早期完成について（いすみ市）	43
2 9 （仮称）大網白里スマートインターチェンジ設置に伴う周辺道路整備について（大網白里市）	43
（海岸・河川）	44
3 0 海岸保全施設の早期整備について（船橋市）	44
3 1 館山湾における港湾事業の促進について（館山市）	44
3 2 二級河川（赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について（茂原市）	44
3 3 二級河川平久里川水系の治水対策について（南房総市）	45
3 4 河川に接続する小水路等における津波対策等整備事業の実施について（匝瑳市）	45
教育行政の充実強化について	46
1 千葉県指定文化財に係わる補助金額の見直し・再検討について（鴨川市）	46
2 ALT（外国語指導助手）の県費負担による配置について（浦安市）	46
3 スクールカウンセラー等の派遣の充実について（四街道市）	47
警察行政の充実強化について	48
1 市税滞納処分捜索の執行に係る千葉県警察の協力について（東金市）	48
2 市民の安全確保策の強化について（松戸市）	48
3 振り込め詐欺等への対策について（習志野市）	49
4 警察署の設置及び警察体制の強化について（袖ヶ浦市）	49
5 警察組織の強化と防犯対策の充実について（八街市）	49

[重点要望事項]

保健福祉行政、環境生活行政並びに農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生までを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (3) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう引き続き国に働きかけること。

2 医師・看護師の確保及び地域医療体制の充実について

千葉県医師・看護師不足は深刻な状況となっており、病院に勤務する常勤医師の不足から病床の閉鎖や輪番制参加医療機関からの脱退、或いは、救急医療体制が維持できなくなるなどの弊害が生じている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、財政支援の拡充等、県として早急に有効な対策を行うこと。
- (2) 県が進めている地域医療再生プログラムでは、地域医療センターの設置や大学病院との連携により医師を確保し、地域連携病院へ医師を派遣することとしているが、依然として、地域医療支援センターへの医師確保が厳しく、目標を大きく下回っている状況にあることから目標達成に向け、計画の見直しも含め、着実な事業の執行を図ること。
- (3) 成田赤十字病院や旭中央病院、さんむ医療センター等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。

3 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の処分について

事故由来放射性物質の影響により、放射性物質濃度が8,000ベクレルを超える廃棄物のうち環境大臣が指定するものについては指定廃棄物として国が責任をもって処理することになり、その最終処分場設置についても国による対策が進められているが、指定廃棄物とならない放射性廃棄物は「通常の廃棄物として処理できる」との方針が示されたのみである。

しかし、指定廃棄物とならない廃棄物であっても、民間最終処分場や最終処分場を抱える自治体の自主規制などにより、多くは一定濃度以上の放射性廃棄物の搬入を制限しており、この状況が続けば、最終処分できない「指定廃棄物以外の放射性廃棄物」の一時保管を余儀なくされる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 最終処分場設置の候補地となる地元の理解や協力等が不可欠なのは十分理解できるが、国の責任において、早期に最終処分場を設置するよう国に働きかけること。
- (2) 指定廃棄物以外の放射性廃棄物及び除染に伴う除去土壌についても国の責任を明確にし、最終処分場の確保など、必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

4 有害獣被害防止対策の拡充について

イノシシをはじめ、シカ、サル、そしてキョン、アライグマやハクビシン等の分布域が近年急速に拡大している。

こうした有害獣による農作物被害は年々拡大し、千葉県内の農業生産振興を図るうえで喫緊に解決すべき問題となっているのみならず、生活環境をも脅かしている。

については、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 有害獣被害対策をより効果的に進めるため、地元自治体の取り組みに加え、県主体による広域的・集中的な管理事業を実施すること。
- (2) 管理事業補助金の増額など有害獣対策を行う市町村に対する財政支援を拡充すること。
- (3) 埋設処理を原則としている有害獣として捕獲した個体の処理については、捕獲従事者の高齢化に伴い、労力的に大きな負担となっているため、焼却処理を含めた広域処理について検討すること。
- (4) キョン等による被害対策を含めた新規事業の創設を図ること。
- (5) 有害獣被害防止対策事業において、より一層農業者の実情に適合した支援が図られるよう、受益農家戸数を3戸以上とする現在の事業要件を平成24年度と同等に緩和すること。

[要望事項]

総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 空家に関する対応策について

近年、空家が増加し、風景・景観の悪化のみならず、防災や防犯機能の低下等の問題が顕在化している。

本市においては「銚子市犯罪のない安心して暮らせるまちづくり条例」や「銚子市火災予防条例」に基づき対応しているところであるが、土地・建物所有者の所在不明により通知できない事例が生じている。

また、所有者が判明しても空家管理・撤去等の通知に対応してもらえない場合がある。この要因としては、上記条例が空家管理・撤去に対して強制力を持たないことや、空家解体後の土地に係る固定資産税が住宅用地特例の解除により、数倍になること等が考えられる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県下で統一した対応が図れるよう、県条例を整備すること。
- (2) 国に対し地方税法等の改正を働きかけること。

(銚子市)

2 生活交通路線運行費補助事業における補助金交付額要件の緩和について

地域住民の日常生活の足であるバス路線は、過疎化とモータリゼーションの進行により、利用者が減少し続け、バス路線の維持が厳しくなっている。

県では、国の制度を活用しながら、千葉県バス運行対策費補助金により損失補填を行っているが、平成23年11月にバス事業者への補助金の算定の方式が、事後の欠損額を基に計算する方式から、事業開始前に事前に計画を策定し計算する方式に変更され、県の補助は、実質大幅な減額となっている。

また、同補助金交付要綱第8条で補助金の額を「資本金の額が10億円未満の乗合バス事業者においては、補助対象経費の2分の1、資本金の額が10億円以

上の乗合バス事業者が運行する路線においては補助対象経費の4分の1以内」と規定していることで、事業規模が大きい事業者が不利益を被るものとなっている。

資本規模と経営状況は必ずしも一致するものではなく、事業規模の大きな事業者であっても、事業の採算性を重視するため、運行便数の削減、或いは改善が難しい路線は廃止の方向で検討している。また、国においては、このような制限を設けていない。

については、同補助金交付要綱における交付額の要件から「資本金の額」の項目を削除し、国と同じ基準とすること。

(館山市、南房総市)

3 成田国際空港のアクセス整備促進について

今後も成田空港が我が国の国際線の基幹空港としての役割を担い続けていくためには、喫緊の課題として空港アクセスの充実が極めて重要である。

成田スカイアクセスが平成22年7月17日に開業し、成田空港から都心へのアクセス改善が図られたが、さらに、首都圏北部や県西部地域と成田空港を連絡する北千葉道路についても沿線地域住民の利便性の向上や、地域振興を図る上で早期整備が望まれている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 現在整備中である北千葉道路の県施行区間、印西市若萩から成田市大山間について、早期完成を図ること。
- (2) 国道464号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。
- (3) 成田市押畑地先の国道408号及び松崎地先の主要地方道成田安食線バイパスの拡幅整備の早期事業化及び整備を図ること。

(成田市)

4 鉄道駅エレベーター等整備事業補助金について

勝浦市は、高齢者、障害者をはじめとする全ての人々が、安全で快適に利用できる鉄道駅の整備を促進するため、市内の鉄道駅にエレベーター等を整備する事業者に対して平成23年度より補助金を交付している。

一方、県においては、市町村が行う駅エレベーター等の整備に要する経費の一部を補助する制度を有しているが、近年の交付額は、要綱に規定されている補助率の概ね4分の1程度となっており、市町村は財源確保に苦慮している。

については、鉄道駅のバリアフリー化促進のため、千葉県鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付額を増額すること。

(勝浦市)

5 JR成田線（我孫子～成田間）の増発について

JR成田線（我孫子～成田間）沿線地域は、首都東京から至近な距離にあることから、東京への通勤・通学圏として発展してきた地域であり、成田線の輸送力強化及び利便性向上は、沿線自治体にとって、まちづくりの最重要課題となっている。

我孫子市をはじめ沿線自治体で組織する成田線活性化推進協議会では、朝及び夕夜間の増発をJR東日本に働きかけているが、平成2年のダイヤ改正以来増発されていない。

については、成田空港の発着容量30万回の地元との合意を受けた国際線・国内線の新規就航や増便をはじめ、LCC2社の新規就航等による成田空港の発着回数増加にあわせ、成田線の増発を図るようJR東日本に働きかけること。

(我孫子市)

6 北総線の運賃について

都心と千葉ニュータウンを結ぶ北総線は、JRや他の私鉄と比較して運賃が著しく高く、この高運賃が千葉ニュータウンへの入居促進や沿線自治体のまちづくりにも影響を及ぼしている。

こうした状況の中、平成21年11月30日に県、沿線自治体及び鉄道事業者間で「北総線の運賃値下げに係る合意書」が取り交わされ、当該合意書に基づき平成22年7月17日より5年間、平均4.6パーセントの運賃値下げが実施されている。

しかしながら、今回の値下げは、平成26年度までの期間限定であるとともに、値下げの内容も決して十分なものとはなっていない。

については、平成27年度以降の北総線の更なる運賃値下げを実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県が主体となって、沿線自治体とともに北総線の運賃問題に積極的に取り組むこと。(印西市、白井市)
- (2) 北総線の利用促進のための施策を推進すること。(印西市、白井市)
- (3) 公的支援も含め、各種施策を実施するよう国に働きかけること。(印西市)

地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 個人住民税の特別徴収実施を入札参加資格要件とすることについて

個人住民税の徴収率向上には、特別徴収の実施率を高めることが効果的である。については、特別徴収を行う事業所の拡大を図るため、賦課徴収を担う市町村とともに県においても建設工事や物品調達等の入札に参加する事業者個人住民税の特別徴収を義務付けること。

(四街道市)

防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 千葉県液状化等被害住宅再建支援事業について

支援金の対象にマンション等の他の集合住宅の地盤の復旧や基礎・杭の復旧等を含むようにすること。

(千葉市)

2 帰宅困難者対策について

千葉県帰宅困難者・滞留者対策に係る基本的指針においては、帰宅支援施設及び一時滞在施設の運営や物資の提供を、原則、市町村が行うこととされている。しかし、市職員だけでの対応は困難であることから、県職員の派遣等の対策を講じるとともに、現在、県において検討している一時滞在施設の確保及び帰宅困難者の食糧等の備蓄品についても早急に対策を講じること。

また、各駅（市）の取り組みに差が出ることで懸念されることから、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を通じた情報共有を図るだけでなく、帰宅困難者等への情報提供体制や誘導體制等、より具体的な共通認識が持てるよう、既存の「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」の見直しを図ること。

(市川市)

3 旧県スポレク健康スクエア用地への消防学校等の立地について

市原市の旧県スポレク健康スクエア用地は、県中央部に位置し、交通の利便もよく、かつ広い土地を確保できるなど、老朽化した消防学校及び中央防災センターの建て替え用地としてのポテンシャルは非常に高い。また既に県有地であることから、その適地として最も相応しいものとする。

市原市では、平成24年11月及び25年5月に、旧県スポレク健康スクエア用地の活用方策として県総合防災拠点の整備を要望し、また、アクセス道路となる八幡草刈線の整備推進にも取り組んできた。

については、これらの状況を踏まえ、当該土地に消防学校、中央防災センターの立地を図ること。

(市原市)

4 東京湾沿岸地域における震災対策について

市原市の臨海部地域には日本有数のコンビナート群が立地しており、大規模地震によりコンビナート群が被災する事態となれば、市民生活ばかりではなく我が国経済にも大きな影響を与えることが懸念される。

については「千葉県石油コンビナート等防災計画」及び「東京湾沿岸海岸保全計画」に位置づけられる各種施策の早期実現を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県石油コンビナート等防災計画に基づく諸施策の達成状況について定期的に確認するとともに、未実施事業所についてはその早期実施を強く指導すること。
- (2) 護岸や河川堤防、防潮堤、防潮水門等について早期点検を行うとともに、液状化対策を含む耐震対策を実施すること。

(市原市)

5 市街地液状化対策事業の民間負担費用にかかる助成について

浦安市では、復興交付金の基幹事業である都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）の実現可能性について検討を進めてきた結果、格子状地中壁工法を選定し、地区がまとまれば、住民と共同で道路と宅地の一体的な対策を行うこととした。

しかし、この工法は、宅地所有者にも一定の負担を伴い、その負担は決して少ないものではない。また、格子状地中壁工法の特徴として事業区域内の全土地権利者の合意が必要な状況を踏まえても、合意形成を促し、事業の実現を図るためには、さらなる追加支援が必要なものとする。

については、県としても、独自の支援制度を創設すること。

（浦安市）

6 減災道路の整備について

東日本大震災から2年余りが経過し、安定した生活に戻りつつあるものの、海岸付近の住民はいつ起きるかわからない余震と近い将来高い確率で発生が予測されている東海地震や東南海地震、千葉県東方沖地震等、大規模地震に不安も高まっている。

今回の東日本大震災における千葉県内の津波被害では、九十九里有料道路が防波堤となり、沿岸地域の中でも九十九里町西部から一宮町の間は比較的被害が軽微であった。

については、住民の生命と財産を守り、安全安心な生活環境の向上を図るため、大規模地震に備えた津波対策の一環として、山武市から旭市までの九十九里沿岸に減災機能を兼ねた道路を整備すること。

（山武市）

保健福祉行政の充実強化について

保健福祉政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 医療費助成における助成方法の変更について

市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、次の医療費助成制度の助成方法を現物給付に改めること。

- (1) 心身障害者（児）医療費助成制度
- (2) 母子家庭等医療費助成制度 [ひとり親家庭等医療費助成事業]

(千葉市)

2 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生までを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあつて、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。(市川市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、八街市、富里市、大網白里市)
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。(市川市、野田市、八千代市、富里市)
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。(茂原市、佐倉市)
- (4) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任

において実施するよう引き続き国に働きかけること。(銚子市、市川市、野田市)

3 「子育て応援！チーパス事業」の期限延長について

企業や商店街の協賛を得ながら、子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「子育て応援！チーパス事業」が、平成24年7月よりスタートした。

子どもや子育て家庭への応援意欲のある店舗や事業主が増えている中、事業開始後、着実に新規協賛店が増加してきているが、本カードの使用期限は平成27年3月31日となっている。

については、協賛店が提供するサービス内容も広がってきており子育て家庭からも好評であることから、新規協賛店の増加を図るためにも、当該事業の期限を延長すること。

(市川市)

4 待機児童対策の充実・強化について

国は、成長戦略の最優先課題として掲げた待機児童問題の解消を図り、5年で40万人の保育所定員増を目指す「待機児童解消加速化プラン」の推進を図っている。

については、県においても待機児童対策の充実・強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県単独の「保育所整備促進事業補助金」については、国の安心こども基金の保育所緊急整備事業の事業期間にあわせて今年度までの措置となっているが、今後も保育需要の増加が見込まれることから、制度の継続及び拡充を図ること。(船橋市、印西市)
- (2) 待機児童予備軍といえる求職者が相当数存在することを認識し、市町村が講じる措置に対して財政的支援を図ること。(野田市)
- (3) 待機児童の定義が明確でないことから、待機児童として「カウントする・しない」の取扱いに違いが自治体によって異なるため、定義の明確化を図るよう国に働きかけること。(野田市)
- (4) 認可保育所の整備に民間活力を導入する場合、創設において社会福祉法人は補助対象となるが、株式会社は補助対象にならないため、補助制度の改善を図るよう国に働きかけること。(野田市)
- (5) 平成25年度までとされている「安心こども基金」による補助制度を延

長するよう国に働きかけること。(野田市)

5 医師・看護師の確保及び地域医療体制の充実について

千葉県の医師・看護師不足は深刻な状況となっており、病院に勤務する常勤医師の不足から病床の閉鎖や輪番制参加医療機関からの脱退、或いは、救急医療体制が維持できなくなるなどの弊害が生じている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け、財政支援の拡充等、県として早急に有効な対策を行うこと。(船橋市、成田市、山武市)
- (2) 県が進めている地域医療再生プログラムでは、地域医療センターの設置や大学病院との連携により医師を確保し、地域連携病院へ医師を派遣することとしているが、依然として、地域医療支援センターへの医師確保が厳しく、目標を大きく下回っている状況にあることから目標達成に向け、計画の見直しも含め、着実な事業の執行を図ること。(匝瑳市)
- (3) 成田赤十字病院や旭中央病院、さんむ医療センター等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。(成田市、旭市、山武市)
- (4) 小児に係る入院・夜間救急外来や産科の分娩業務等、住民に対し、安心な地域医療が提供できるよう、県北東部の中核医療機関である県立佐原病院の医師を確保すること。(香取市)
- (5) 医学部の新設が早急に認められるよう、国に対して積極的な働きかけを行うこと。(成田市)

6 安房地域における児童相談所の体制強化について

近年、児童虐待の相談対応件数が増加し続けており、児童相談所の体制強化が求められている。

館山市では、館山市要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談室により対応しているが、その多くは一時保護や専門的な判断が必要な事例である。

児童虐待の早期発見や防止を効果的に進めるためには、児童相談所と安房健康福祉センター、市町村が連携、協力して業務を進めることが必要であるが、安房地域を管轄する児童相談所は君津市にあることから、緊急時の迅速な対応が困難

である。

については、児童虐待防止対策の推進や児童虐待への十分な対応及び児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司の増配や一時保護施設の増設等に併せ、安房地域に児童相談所又は支所を設置すること。

(館山市)

7 次期介護保険事業計画策定に向けた包括ケア推進と関係する諸問題の整理について

国では、サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用を認める方針を示すとともに、都市部で整備が進まない特別養護老人ホームを地方に整備し、高齢者を都市部から地方へ移住させることを検討している。

これでは「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続ける地域包括ケア」から方針転換することになる。

地域包括ケアについて方針転換をするのであれば、後期高齢者医療への移行時に住所地特例が引き継がれない問題、入所後の生活保護認定に伴う所在地自治体の負担増の問題、施設整備による医療ニーズの増大に伴う地域医療の不足、所在地自治体の介護従事者の不足、サービス付き高齢者向け住宅整備計画と介護保険事業計画の不整合等の諸問題を整理すべきである。

については、次期介護保険事業計画の策定に向けて、地域包括ケア推進と関係する上記諸問題について、市町村の意見を聴き、しっかりと国と協議すること。

(野田市)

8 県立東金病院の医療機能等引き継ぎについて

東千葉メディカルセンターの開設（平成26年4月）まで、地域における医療機関として、千葉県保健医療計画に位置付けられている県立東金病院の各種医療機能及び役割を果たすこと。

また、東千葉メディカルセンターの平成28年のフルオープンに向けて、切れ目なくスムーズに移行できるよう支援すること。

(東金市)

9 救命救急センター運営費の確保について

旭中央病院は、本県東部及び鹿島地区を含む茨城県南東部をカバーし、診療圏人口約100万人を超える地域の中核病院としての責務を果たすため、三次救急対応、周産期医療や小児救急、高度医療の実践、365日24時間ベースでの患者受入れを行っている。

また、当院では最新の検査・治療・手術機器を導入し、設備的にも万全の体制を整えており、このような医療体制を維持していくことが当地域の中核病院としての当院の責任であり、同時に市民の安心につながる。

しかし、特別交付税の中にある救急病院分・小児救急医療提供病院分・救命救急センター分については1施設当たりの措置がなされているところであり、当院が果たしている機能や財政的負担に見合うものではない。

については、交付税の算定に当たって、救命救急センターの運営について必要な助成措置を講じるよう国に働きかけること。

(旭市)

10 東葛北部医療圏域内の周産期医療対応医療機関の設置について

昨今の救急医療の危機的状況は、東葛北部医療圏域でも例外ではなく、特に、小児科・産科医師の不足等により、救急医療は日々綱渡り的な状況にある。

東葛北部医療圏域は、周産期母子医療センターが設置されている東葛南部医療圏域と接しているが、両圏域で県内人口の半数近くを抱えている現状から、医療資源の相互活用には限界があると言える。

については、東葛飾北部医療圏域に総合型又は地域型の周産期母子医療センターを設置すること。

(柏市)

11 柏児童相談所の充実・強化について

児童虐待をはじめ、養護問題等に関わる新規相談件数が大きく増加し、特に、情緒や発達の問題を要因とする虐待や養育困難なケースの増加が顕著なことに伴い、柏児童相談所への援助依頼や一時保護などを要請する頻度も増加している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 柏児童相談所は昭和49年に設置され、老朽化が進んでおり、児童が生活する一時保護所等の環境悪化が懸念される。また、一時保護所の収容定

員に余裕がないために一時保護の判断を躊躇することがないように施設規模の拡充も求められる。

については、一時保護所の増改築又は新たな建替えを行うこと。

- (2) 児童虐待の対応業務が著しく増加している中で、適切な判断、迅速な対応を執るため、業務量に見合った職員配置が必要である。県の児童福祉司の配置状況は全国平均（管轄人口47,962人に1人）を大きく下回っており、かつ、同相談所に欠員が生じているにも関わらず補充されていない。

については、この欠員の解消を図ること。

- (3) 児童相談所の職員には、必要な専門的知識と技術を修得していることが強く求められる。

については、専門性を有する児童福祉司、児童心理司等の職員の配置及び増員並びに虐待対応の向上に向けた人材育成の強化を図ること。

- (4) 児童虐待の対応機関について、重篤なケースや専門的な対応を要するケースは児童相談所が、その他のケースは市町村が担うこととされているが、市が対応する児童虐待件数は年々増加しており、重篤なケースも増加している。

については、児童福祉法第11条及び第12条により、都道府県及び児童相談所には、市町村に対し研修その他必要な援助を行うことが規定されており、今後、市町村と児童相談所との連携を図り、市町村の児童虐待対応の向上が図られるよう、市町村支援機能の充実を図ること。

- (5) 同児童相談所では、診断等を依頼できる児童精神科のある病院が国立国府台病院(市川市)と千葉市立青葉病院の二つの病院だけであり、両院の診療事情により、緊急の診断・診療が必要な場合であっても直ちに受けられない状況にあると伺っている。

については、診断・診療等が必要な要保護児童に対し、迅速な対応が図れるよう、両院に加え、県内に連携を図れる児童精神科のある病院を早期に確保すること。

(柏市、我孫子市)

1 2 国民健康保険税（料）の収納率向上に係る経費の財政支援について

国民健康保険にかかる保険税（料）の収納率向上の手段として、口座振替の奨励が有効であり、口座振替の手続きが容易にできるツールとして、専用端末にキャッシュカードを読み取らせれば手続きが終了するペイジーの導入がある。

導入費用は、国の特別調整交付金の対象となるが、ランニングコストは対象外であることから、県の調整交付金による財政支援を行うこと。

また、ペイジーに限らず、収納率向上については、口座振替世帯への優遇措置等、収納率向上に繋がる各種対策に係る費用についても、併せて財政支援を行うこと。

(八街市)

1 3 国民健康保険の広域化を含めた抜本的改革について

国民健康保険は、他の医療保険と比べ高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱である。その上、抜本的な改革がなされないまま、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増大と、これに伴う保険税（料）の上昇が進み、保険者と被保険者の負担は極めて過重なものとなっている。

については、国民健康保険の広域化を前提とした抜本的な改革を早急に進め、財政支援の充実と経営基盤の安定化を図るとともに、国に対して国民健康保険制度の堅持に向けた財政支援を働きかけること。

(大網白里市)

環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 犬吠埼灯台前園地及び遊歩道の整備促進について

犬吠埼灯台前園地は、水郷筑波国定公園内の最東端に位置し、初点灯から138年を誇る犬吠埼灯台を擁しているほか、崖部は国指定の白亜紀浅海堆積物である天然記念物となっており、「犬吠埼ジオサイト」として日本ジオパークに登録された貴重な地質遺産となっている。

また、日本で一番早く初日の出が見られる地として知られ、銚子市の中心的観光地として年間を通じて多くの観光客が訪れる場所である。

しかし、平成19年11月に園地南部に亀裂が生じているのが発見され、以降、園地下の遊歩道が立ち入り禁止となっており、その後の復旧に目途が立っておらず、観光客の安全確保や景観上好ましくない状況が続いている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災以降、犬吠埼灯台前園地のホテルや土産物店が倒産するなど、観光機能の低下が著しい。

については、貴重な観光資源である園地周辺の安全かつ景観に配慮しながら、早期の周辺整備を図ること。

(銚子市)

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の処分について

事故由来放射性物質の影響により、放射性物質濃度が8,000ベクレルを超える廃棄物のうち環境大臣が指定するものについては指定廃棄物として国が責任をもって処理することになり、その最終処分場設置についても国による対策が進められているが、指定廃棄物とならない放射性廃棄物は「通常の廃棄物として処理できる」との方針が示されたのみである。

しかし、指定廃棄物とならない廃棄物であっても、民間最終処分場や最終処分場を抱える自治体の自主規制などにより、多くは一定濃度以上の放射性廃棄物の搬入を制限しており、この状況が続けば、最終処分できない「指定廃棄物外の放射性廃棄物」の一時保管を余儀なくされる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 最終処分場設置の候補地となる地元の理解や協力等が不可欠なのは十分

理解できるが、国の責任において、早期に最終処分場設置を設置するよう国に働きかけること。(印西市、白井市)

- (2) 指定廃棄物以外の放射性廃棄物及び除染に伴う除去土壌についても国の責任を明確にし、最終処分場の確保など、必要な措置を講じるよう国に働きかけること。(木更津市、松戸市、白井市)
- (3) また、地域の実情に応じ、必要かつ合理的な範囲において市町村独自の基準により実施する除染事業についても補助対象とし、国が財政措置をするよう働きかけること。(白井市)

3 太陽光発電システムの拡充及び、住宅用省エネルギー設備設置費補助の継続について

東日本大震災の原子力発電所の事故に端を発した計画停電等の電力不足の影響や原子力発電所の安全性への懸念の増大、また、これらに伴う節電意識の高まりや再生可能エネルギーに対する期待の高まりにより、国においても、平成24年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートするなど、再生可能エネルギーの普及・拡大を図っているところである。

については、県内においても普及・拡大を進めるため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 太陽光発電システム設置に関する補助金を拡充するとともに、平成26年度以降も継続すること。(成田市)
- (2) 住宅用省エネルギーシステム設置に関する補助金を平成26年度以降も実施すること。(成田市、君津市)
- (3) 今後同様の事業を実施する場合は、書類の受理、審査等を担う市町村に対する事前の説明や十分な準備期間を設けること。(君津市)

4 印旛沼の水質浄化について

印旛沼は、上水道、工業用水及び農業用水の水源として利用されているほか、水産、観光、レクリエーションの場として、千葉県北部が持つ大きな資源である。

しかし、その水質汚濁のレベルは、平成23年度のCOD(化学的酸素要求量)の年間平均値で全国湖沼水質ワースト1位という状況である。

印旛沼は、13の流域市町にまたがっており、それぞれの市町単位で水質浄化対策に取り組んでいるところであるが、抜本的な解決が困難な状況である。

については、水質浄化対策として浚渫並びに、水の流動化を図る導水対策の事業

について、国や流城市町と緊密な連携を図りながら進めること。

(佐倉市)

5 産業廃棄物の不適切処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について

県においては、産業廃棄物に対する監視指導體制の強化を図っているところだが、廃棄物の不適正処理の事案はゲリラ的に発生することが多く、悪質化、巧妙化する傾向にある。

については、不適正処理対策を徹底するため、県における指導監督、取り締まり体制の強化・充実を図ること。

また、周辺地域で生活に支障を及ぼしている不適正処理された産業廃棄物の早期撤去を図ること。

(東金市)

6 水道事業用井戸掘り替え要件の規制緩和について

水道事業用井戸の掘り替え時または新規の揚水機の交換時の揚水量について、千葉県環境保全条例第39条（地下水の採取許可）に基づく、申請受理に当たっての指導事項では、年間の日平均で1,000立方メートルを超えてはならないと規定されている。

また、新規に水道事業用井戸を掘る場合は、同条例指導事項で、当該既設揚水施設への影響を最小限にするため、半径500メートル以内に既設の井戸がないことを原則とすると規定されている。

しかしながら、大規模地震等の災害対策と長期的な水需要予測において、安定水源の確保が重要な課題となっていることから、上記規制要件の緩和を図ること。

(八千代市)

7 海上自衛隊下総教育航空基地に係る航空機騒音について

下総飛行場周辺は、都市化に伴い住宅建設が進み、地区によっては、中・高層住宅が建設されている。

この生活環境の中、飛行訓練は主に向かい風を利用し、一定の飛行ルートを繰り返し実施している状況であり、訓練機の上昇時や飛行時の騒音及び空気振動、飛行高度による不安等に関する苦情・相談が寄せられている。

については、当該飛行場周辺自治体住民の不安の解消と生活環境を保全するため、

次の事項について、措置を講じること。

- (1) 現在の騒音実態調査の実施回数を年1回から年2回とすること。
- (2) 固定測定局による常時監視に加え、飛行ルートまで調査範囲を拡大し、飛行場周辺自治体ごとにポイントで騒音・振動に関する実態調査を実施すること。

(白井市)

商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 浅間山砂利採取跡地の利用促進について

浅間山砂利採取跡地は、昭和55年に公共事業用としての砂採取が終了した後、跡地約200ヘクタールの土地利用について、県、富津市及び関係企業により検討を重ねてきた。

当該跡地の有効利用は、地域活性化の核として、富津市のみならず房総南部地域全体への波及効果が期待され、市における財政面及び雇用面等へ多大な影響を与えることから、一刻も早い土地利用の実現が望まれている。

このような中、平成24年3月、県より新エネルギー導入の取組を促進する「新エネルギー活用プロジェクト」の一環として当該跡地が二次利用の可能性のある民有地に選定され、同年4月には国において館山自動車道4車線化の事業許可がなされた。

これらの動向を踏まえて、本市では当該跡地の有効利用を促進するため、望ましい跡地利用の在り方についての調査を実施した結果、民間主導による「地域の発展に寄与する観光機能を具備したメガソーラーを核とする複合拠点開発」を目指すこととし、太陽光発電2事業体の誘致が決定され、跡地の一部が利用されることとなった。

については、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 山砂利採取事業を許可した県が事務局となり設置した、県、富津市及び関係企業で構成する「浅間山跡地利用協議会」を早期に開催すること。
- (2) 浅間山砂利採取跡地の総合的な有効利用に向け、関係企業への指導等、県が積極的に関与すること。

(富津市)

農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 北総中央用水に関わる関連事業の採択要件の緩和と補助事業の拡大について

北総中央用水は昭和63年度に着手して25年が経過し、農業者の高齢化や農業を取り巻く環境の変化などにより、用水利活用の推進が難しくなっている。

については、事業の推進と受益の拡大を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 関連事業の採択要件を緩和すること。
- (2) 補助事業を拡大すること。
- (3) 国と連携して用水活用促進に向けた支援を行うこと。

(千葉市)

2 施設園芸用燃油の高騰対策について

近年、冬期加温に使用される燃油価格が高水準であることから施設園芸農家の継続的な経営が困難な状況となっている。

また、園芸作物は国民生活の上で食料支出金額に占める割合が最も高い国民消費生活上重要な品目であるので、施設園芸による周年安定供給が必須である。

については、施設園芸農業者の経営の安定と施設園芸作物の安定供給を図るため、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する県独自の新たな仕組みを構築すること。

(旭市)

3 有害獣被害防止対策の拡充について

イノシシをはじめ、シカ、サル、そしてキョン、アライグマやハクビシン等の分布域が近年急速に拡大している。

こうした有害獣による農作物被害は年々拡大し、千葉県内の農業生産振興を図るうえで喫緊に解決すべき問題となっているのみならず、生活環境をも脅かしている。

については、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 有害獣被害対策をより効果的に進めるため、地元自治体の取り組みに加え、県主体による広域的・集中的な管理事業を実施すること。(鴨川市、富津市)
- (2) 管理事業補助金の増額など有害獣対策を行う市町村に対する財政支援を拡充すること。(鴨川市、富津市)
- (3) 埋設処理を原則としている有害獣として捕獲した個体の処理については、捕獲従事者の高齢化に伴い、労力的に大きな負担となっているため、焼却処理を含めた広域処理について検討すること。(君津市)
- (4) キョン等による被害対策を含めた新規事業の創設を図ること。(勝浦市、鴨川市、富津市)
- (5) 有害獣被害防止対策事業において、より一層農業者の実情に適合した支援が図られるよう、受益農家戸数を3戸以上とする現在の事業要件を平成24年度と同等に緩和すること。(市原市)

4 経営所得安定対策対象作物の追加について

落花生は、県の畑作物における輪作体系において重要な位置を占めているが、中国産等の輸入増加に伴い価格が低下し、作付面積も減少している。

については、落花生の生産振興を図るため、経営所得安定対策における畑作物の対象作物として「落花生」を追加するよう国へ働きかけること。

(富里市)

5 農業基盤整備促進事業を県補助金対象事業とすることについて

近年の農業は、農業従事者の減少、高齢化及び農業所得の減少など大変厳しい状況にあり、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

農業基盤整備促進事業は、地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施することにより、生産効率の向上と農業競争力の強化を図ることとしているが、国の補助事業として55パーセントの支援はあるものの、補助残の45パーセントが農業者の負担であり、大変大きな負担となっている。

については、県の補助として、農地環境整備事業と同様30パーセント以内の支援を行うこと。

(南房総市)

県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路)

1 国・県道の交通安全施設整備について

国・県道等の幹線道路は、経済活動における広域的なアクセス機能を担うとともに、周辺住民における日常生活の道路として、大変重要な位置付けとなっている。これら、幹線道路の整備については、バイパス等の整備により通勤や観光交通による交通渋滞の緩和が図られている。

館山市内においては、歩道整備等交通安全施設の整備も進められているが、ここ数年、国・県道の幹線道路で、特に児童生徒や高齢者の歩行者の人身事故が、相次いで発生している。

については、交通量が多い路線において、歩行者の通行空間が確保できない箇所
の局所的な改良等により、交通危険箇所の早期改善を図ること。

(館山市)

2 都市計画道路の整備促進について

県の新総合計画（原案）にもあるとおり、圏央道ゾーン一帯が、新たな県土軸で結ばれるとともに、その効果を地域全体で受け止める受け皿づくりのための道路ネットワークの整備が重要である。

については、以下の事項について措置を講じること。

- (1) 都市計画道路草敷潮見線は、主要地方道木更津末吉線の振替え道路として位置付けられ、県において矢那地先から請西東地区への接続を整備している。しかしながら、請西東地区から請西千束台土地区画整理事業区域までの市街化調整区域部分（延長約600m）が未整備であるため、整備効果が発現されていないことから本未整備区間の整備を図ること。
- (2) 首都圏中央連絡自動車道木更津東インターチェンジや国道410号バイパスの開通に伴い富来田地域への交通量が著しい増加を見せている。

については、道路網整備の効果を波及させ、地域の開発や定住人口の増加による活性化を図るため、都市計画道路下郡・大稲線の国道410号バイパスから旧410号までの区間の整備を図ること。

また、富来田地域に対しても首都圏中央連絡自動車道の整備と併せて、当該区間を県事業として整備するとの説明もなされていることから、今後、整備促進に向けて配慮すること。

- (3) 都市計画道路中野畑沢線の金田地区から北側方面が未整備となっているため、周辺の既成市街地において、通過交通による交通混雑や事故等が発生しており、4車線化によりこれらの問題が一層顕在化するものと懸念される。

については、こうした問題への対策や災害時における避難経路及び救援物資、資機材等の搬入経路の確保また、東京湾アクアライン着岸地周辺のまちづくりの促進のため、整備に向けて配慮すること。

(木更津市)

3 北千葉道路の早期事業化について

北千葉道路は現在、全延長約43キロメートルのうち、市川から鎌ヶ谷間の約9.5キロメートルが事業未着手となっており、この区間が整備されることにより、首都圏と成田を結ぶ道路ネットワークが形成される。

また、松戸市においても基幹的な役割を担う北千葉道路は、都市計画道路3・1・2号や都市計画道路3・3・7号などの広域的な幹線道路が接続する等、道路ネットワーク機能を強化するための重要な路線に位置付けられている。

については、本市において整備が急務となっている都市計画道路3・3・7号河原塚紙敷区間の整備を進めるためにも、その交通量を負荷なく受け入れられる北千葉道路を整備すること。

(松戸市)

4 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路の早期完成について

地域高規格道路茂原・一宮道路（長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す千葉県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

また、長生地域にとっては、首都圏中央連絡自動車道の波及効果を高め、地域の活性化を図る上から、本道路の果たす役割は重要である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のため、全線を整備区間とするとともに、茂原市区間

3. 2kmの早期の工事着手と早期完成を図ること。

(茂原市、いすみ市)

5 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス（田町工区）は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路馬渡・萩山線として位置づけられた重要な道路である。

については、市内の混雑緩和や京成軌道との安全な交差等、市内交通の様々な課題解消に向け、早急なバイパス整備を再開すること。

(佐倉市)

6 市内を通過する幹線道路の整備について

習志野市においては、県施工事業として、都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線、都市計画道路3・3・1号東習志野実朮線、千葉都市計画道路3・3・15号線外2線、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線にかかる道路整備が取り組まれている。

については、国庫補助金、交付金等による財源を積極的かつ継続的に確保しつつ、鋭意各事業を進め、早期に整備を完了すること。

(習志野市)

7 管内の道路の整備について

(1) 柏市新市建設計画に位置づけられた次の県道整備事業について、着実な実施を図ること。

- ① 主要地方道市川柏線
- ② 一般県道柏印西線
- ③ 一般県道白井流山線

(2) 都市計画道路3・2・40号十余二船戸線は、今後のつくばエクスプレスの鉄道効果を促進する観点からも市街地の連絡を担う重要な道路であるとともに、柏市の北部地域を通過する広域の交通処理を行う主要幹線道路である。

については、茨城県守谷市と柏市を結ぶ当該道路の整備は柏北部地域の発展に不可欠であることから、茨城県との協議調整の上、早期に整備に着手すること。

(柏市)

8 狭隘国道道の道路改良について

勝浦市の国道297号は、首都圏中央連絡自動車道東金木更津間の供用開始に伴い、今後は本線への需要量の増大が見込まれ、本市の都市間交流に重要な幹線道路である。また、主要地方道天津小湊夷隅線、一般県道勝浦布施大原線、一般県道上布施勝浦線は、周辺住民にとって主要な生活道路である。

しかし、4路線の現状は、狭隘で屈曲、歩道のない区間も多いことから、車両の通行はもとより歩行者の安全面においても支障を来している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道297号松野バイパス建設工事の早期完成を図ること。
- (2) 国道297号、主要地方道天津小湊夷隅線、一般県道勝浦布施大原線、一般県道上布施勝浦線における狭隘な区間についての道路改良及び歩道整備を図ること。

(勝浦市)

9 つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成について

つくばエクスプレス沿線整備事業の早期完成に向け、次の事項について措置すること。

- (1) 運動公園周辺地区について
 - ① 地区の骨格を形成し、隣接する他地区とのアクセス道路となる都市計画道路中駒木線、加市野谷線及び野々下思井線を全線開通させること。
 - ② 平成27年4月開校予定の新市街地地区小中学校併設校周辺の道路を整備すること。
- (2) 木地区について
 - ① 大街区へのアクセス道路となる都市計画道路流山上貝塚線の早期完成を図ること。
 - ② 現在整備が進んでいる都市計画道路木南流山線及び木流山線周辺の道路を整備すること。
- (3) 予算の執行について
 - ① 事業に係る予算の拡大を図るとともに、年度内にこれを確実に執行する体制を築くこと。

(流山市)

10 管内道路の整備について

- (1) 主要地方道越谷流山線バイパスの早期事業着手について
 - ① 江戸川渡河区間の用地取得を早期に着手すること。
 - ② 今後の事業スケジュールを明確にし、地権者及び周辺住民への情報提供など積極的な対応を図ること。
 - ③ 埼玉県と江戸川架橋のために必要な協議・調整を着実に進展させ、県が新流山橋の事業主体となって早期に事業化を図ること。
- (2) 都市計画道路3・3・2号新川南流山線の整備推進について
 - ① 流鉄流山線との立体交差部を含む603メートルの区間について、市施行区間の事業完了を見据えた事業展開を図ること。
 - ② 運動公園周辺地区内における本路線の未整備区間について、事業期限を遅延することなく整備すること。

(流山市)

11 (仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

(仮称)幕張・千葉ニュータウン線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、県の広域道路整備基本計画の中の「広域道路網マスタープラン」(平成5年12月策定)に位置づけされており、現在、南側の区間については、始点となる幕張地先から習志野都市計画道路3・4・12号線との交差点まで整備中であり、北側の区間については、国道16号から千葉ニュータウンまで暫定整備されている。

また、これら整備区間の中間に位置する未整備区間について、八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4キロメートル)が都市計画決定され、当該計画決定区間の中間部(約1.8キロメートルについては、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備中となっている。

については、同整備中の区間を除く都市計画決定区間について、整備手法等を示すとともに具体的な整備時期についても検討すること。

(八千代市)

12 国道356号の歩道整備について

国道356号の歩道は、幅員が狭く、段差が大きいため、利用者にとって危険な状況にある。

これまで部分的には整備されてきているが、全線としては、未整備部分が多く残っている。

については、歩道の拡幅及び段差解消等による安全対策を実施することで、バリアフリー化を推進し、利用者が安心・安全に利用できる歩道を整備すること。

また、拡幅困難箇所については、段差解消等の安全対策を優先して行い、利用者が安心・安全に利用できる歩道の整備の早期実現を図ること。

(我孫子市)

1.3 国・県道の整備促進について

地域の住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 国道128号について、待崎交差点付近の改良と、実入バイパスの整備促進を図ること。
- (2) 国道410号について、八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所の解消を図ること。
- (3) 主要地方道千葉鴨川線について、国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道拡幅の実施を図ること。
- (4) 主要地方道鴨川保田線について、長狭高校前交差点の右折レーンの設置、主基交差点の整備促進及び御園橋の架け替えを図ること。
- (5) 主要地方道市原天津小湊線について、竜ヶ尾橋周辺の狭隘・屈曲箇所の解消、坂本工区の整備促進を図ること。
- (6) 主要地方道鴨川富山線について、東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所の解消を図ること。
- (7) 主要地方道天津小湊田原線について、坂下バイパスの整備促進、通学児童の交通安全対策として歩道を設置すること。

(鴨川市)

1.4 国道464号栗野バイパス線の整備促進について

松戸市から鎌ヶ谷市、そして白井市、印西市の千葉ニュータウンを経て成田市に至る国道464号については、鎌ヶ谷消防署前の主要地方道船橋我孫子線との交差点から東側が、平成17年10月に4車線化(片側2車線)により開通した。

これにより、通過交通が急増したことで、市内の渋滞が慢性化し、市民生活に大きな支障を来している。

特に主要地方道船橋我孫子線以西においては、栗野十字路交差点を中心とする栗野地区や、くぬぎ山交差点、北初富交差点を中心とする西部地区において、こ

の傾向が顕著となっている。

県では、こうした交通渋滞の解消を図るため、北千葉道路（都市計画道路3・1・1号線）の延伸が事業化されるまでの間、これを補完する国道464号栗野バイパス線整備事業の用地買収を平成18年度より進めている。

については、円滑かつ迅速な用地買収による事業の早急な整備を図ること。

（鎌ヶ谷市）

1.5 新京成線連続立体交差事業の推進について

新京成線は、京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5キロメートルの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者及び交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断が発生する等、健全な都市活動の障害となっている。

こうした状況を解消するため、県では鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257メートルを高架化する新京成線連続立体交差事業を平成29年度完了にむけ施工している。

当該事業に伴い、国道464号2箇所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1箇所を含む12箇所の踏切が除却されるため、踏切による交通渋滞及び鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待される。

については、当該事業の早期事業完了を図ること。

（鎌ヶ谷市）

1.6 鎌ヶ谷都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線の早期整備について

都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線は、平成13年度より国道464号以北から栗野交差点手前までの延長約280メートルを県が事業主体となって実施している。

しかし、当該区間は、事業着手から約12年が経過しているが、進捗率は約14パーセント（H24末）と完成の目処がたっておらず、当該道路の周辺では、新鎌ヶ谷地区の土地区画整理事業が概成し、今後、地区内外からの発生集中交通が多数見込まれるなか、これらの交通を円滑に捌く幹線道路の整備が急務となっている。

については、現在、事業化を図っている当該都市計画道路を早期に整備すること。

（鎌ヶ谷市）

1 7 南房総地域の縦断道路及び横断道路の整備促進について

国道410号及び国道465号は、東京湾アクアラインや館山自動車道等の地域高規格道路と一体となって道路網を形成し、房総半島を縦・横断する道路として、南房総全域への観光をはじめとした産業、経済の発展に重要な役割を果たしている。

また、首都圏中央連絡自動車道木更津東インターチェンジから東金ジャンクション間の開通により、南房総地域への流入交通量が増加することが予測され、国道410号、国道465号への交通負荷は年々高まる一方である。しかし、これら国道の未整備区間の現状は、狭隘で屈曲、急勾配箇所も多いことから、車両の通行はもとより歩行者の安全面においても支障をきたしている。

については、南房総地区の発展に大いに寄与する国道410号、465号の未整備区間の整備を早急を実施すること。

(君津市)

1 8 道路整備事業の推進について

都市間や主要地域を結ぶ県道については、通行車両台数が多い上に大型車両の通行も増加しているが、現状道路は幅員も狭いことから、周辺住民の安全確保をはじめ、生活環境の向上及び地域の特性を活用した産業活動の活性化等の面から早急な整備対応が求められている。

については、国道465号から県道大貫青堀線を結ぶ路線の早期着手、一般県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の整備を図ること。

(富津市)

1 9 主要地方道の整備促進について

- (1) 主要地方道千葉臼井印西線は、JR四街道駅前と主要地方道浜野四街道長沼線及び一般県道四街道上志津線と重用しており、各路線の通行車両の多くが、駅前商業地区を通過することから、駅や商業地区へ向かう車両と合わせ、交通量が集中し、駅周辺において朝晩の混雑が慢性化している。

また、当該路線の歩道について、1.5m未満の部分があるため、交通量の多い市街地では歩行者及び自転車利用者の安全に問題のある箇所が見受けられる。

さらに、東関東自動車道の四街道インターチェンジに接続していること

からインターチェンジ周辺での渋滞も日常的に発生しており、今後、主要地方道千葉臼井印西線の振替やバイパスルートの整備が必要である。

現在、四街道市域において主要地方道千葉臼井印西線は、千代田団地内で都市計画道路3・3・1号山梨臼井線として4車線で整備済となっていることから、バイパスルートとしては、都市計画道路3・3・1号山梨臼井線のルートを活用し、千代田団地を起点として4車線で南下し、みそら団地手前の2車線の都市計画道路3・4・6号千葉四街道線との接続地点で南西方向に向かい、四街道市域を通過して、御成街道で千葉市の都市計画道路3・4・38号に接続するルートが最適と考えている。

当該バイパスルートの整備により、国道51号と国道296号が南北間で効率的に結ばれるとともに、四街道市域の東西間が良好に連絡され、各都市間相互の連携を強化する道路整備が図られることから、本路線のバイパスルートの整備を図ること。

- (2) 主要地方道浜野四街道長沼線は、四街道市と千葉市間の都市間交流にとって重要な道であり、周辺住民にとっても重要な生活道路であることから、この県道の渋滞緩和や交通安全の確保は喫緊の課題となっている。

現在、整備中の国道51号と国道126号を結ぶ区間のうち、千葉市域は千葉市が平成25年度の供用開始を目指しており、また、県管理の四街道市域においては道路改良工事が概ね計画どおり推進されている状況である。しかしながら、当市地区住民より早期完成を望む声が強いため、全区間の早期完成に向け、なお一層の事業推進を図ること。

さらに、沿道には、四街道総合公園があり、公園利用者のアクセス道路として徒歩や自動車の利用者も多いことから、地域住民をはじめ公園利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、県道に並行する都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線の整備を県道整備に位置付け、県事業として実施すること。

(四街道市)

20 首都圏中央連絡自動車道「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工について

首都圏中央連絡自動車道は、東京湾アクアラインと一体となって首都圏を環状に結ぶ高規格道路として整備が進められており、将来的には、つくば学園都市、成田、かずさアカデミアパーク、横浜などの業務核都市が連絡され、県内各地への波及効果が大きく期待されている。

このような状況の中、県では、平成23年度にかずさアカデミアパーク基本構想を見直し、誘致対象業種を拡大する方針を決定している。

については、アカデミアパーク及びその周辺の企業進出を促進するため、最寄りとなる「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工について、関係機関へ強く働きかけること。

(袖ヶ浦市)

21 アクアライン着岸地周辺の道路網整備について

東京湾アクアライン通行料金の引下げ社会実験は、物流の効率化、企業立地の促進、観光の振興が図られるなど、経済の活性化に大きく貢献している。

このような東京湾アクアラインの整備効果を着岸地周辺都市に波及させ、社会経済活動の活性化をより促進するとともに、着岸地で増加している交通量を分散し利用者にとって安全・安心な道路交通網を確保するため、次のとおり関連する道路網の整備について措置を講じること。

- (1) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路の早期事業化、並びに主要幹線道路である都市計画道路西内河根場線、都市計画道路中野畑沢線の早期整備を実施すること。
- (2) 県内陸部への幹線道路である国道409号について、袖ヶ浦市横田地先の市街地内で、歩道がなく大型車同士の通行時に非常に危険である狭隘区間の抜本的改善を図るために、新規のバイパス路線の整備及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則的交差点の改善を図ること。

(袖ヶ浦市)

2.2 主要地方道成東酒々井線八街バイパスの整備促進及び住野十字路の交差点改良の整備について

主要地方道成東酒々井線八街バイパス整備事業は、平成23年5月に主要地方道千葉八街横芝線から主要地方道成東酒々井線までの延長約1,500メートルが一部供用開始したが、交通渋滞の抜本的な解消は図られていない。

については、本バイパスの全面開通は、本市道路行政上の諸問題を解決するだけでなく、八街市の今後の市街地形成にも影響する重要な課題であることから、早期完成に向けた整備促進及び財源措置について特段の配慮をすること。

住野十字路交差点については、国道51号にアクセスする主要地方道富里酒々井線と内陸部各拠点地域を縦断する国道409号が交差する重要な交差点であり、平成25年4月には酒々井インターチェンジが開通、酒々井プレミアムアウトレットがオープンしたことから、交通混雑が発生している。

については、円滑な道路交通ネットワークを形成し、安全性の向上を図るため、住野十字路交差点の整備促進を図ること。

また、道路基盤整備を確立するには、第一に既存道路の維持補修を最優先に行わなければならないが、特に主要幹線道路等で耐用年数を超えた路線については、一刻も早い維持補修が必要となるが、市の一般財源への負担が大きい。

については、既存道路の維持補修経費に対する新たな補助制度を創設すること。
(八街市)

2.3 成田空港周辺の道路ネットワークの形成について

成田空港周辺地域の広域的なネットワークを形成し、利便性向上を図るため、本県を縦断する国道409号の4車線整備の早期完成を図ること。

また、主要地方道成田小見川鹿島港線の国道409号への接続により空港による東西分裂の改善を図ること。

(富里市)

2.4 国道410号の整備促進について

東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線及び首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路網が整備され、急激に交通量が増加しているなか、房総半島の内陸部を縦貫し、南房総全域を結ぶ重要幹線道路である国道410号は、地域の発展に大きく貢献する道路である。

しかし、本路線には、狭隘で屈曲箇所も多く車両通行はもとより歩行者の安全面においても支障をきたしている未整備区間がある。

については、南房総全域の発展の要となる、当該路線の未整備区間の早期整備を図ること。

(南房総市)

2.5 東総地区広域営農団地農道の県道への昇格について

東総地区広域営農団地農道は、広域営農団地における農産物の生産、集出荷、販売体制の組織化の促進に資するため整備された広域農道である。

農道ではあるが、西端は国道296号へ直接結ばれ、東端は主要地方道銚子海上線を経て、茨城県神栖方面に通じる利根かもめ大橋有料道路へと連絡する特性を有し、国・県道に匹敵する交通量がみられる。

また、県が現在進めている、本広域農道と主要地方道銚子海上線を結ぶ(仮称)清滝バイパスの整備事業が完成するとさらなる交通量の増加がみこまれ、東総地区における広域幹線道路としての役割がますます強まる。

については、本広域農道を県道へ昇格すること。

(匝瑳市)

2.6 県事業の整備推進と市町村事業の支援について

香取市新市建設計画に位置づけられている県事業の早期実現、特に首都圏中央連絡自動車道を主軸に広域ネットワークを形成するうえで重要な下記事業の推進を図るとともに、市が実施する道路整備の支援すること。

- (1) 国道356号の整備促進
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備
- (3) (主要地方道佐原椿海線の整備)
- (4) 市が実施する道路整備の支援

(香取市)

27 一般県道太東停車場線の交通安全対策について

一般県道太東停車場線、いすみ市岬町和泉地先、国道128号和泉交差点から市立太東小学校までの歩道未設置区間に歩道を設置すること。

(いすみ市)

28 国道465号深堀バイパス、苅谷新田野バイパスの早期完成について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、さらに、首都圏中央連絡自動車道へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している現状であるため、本路線のバイパス化等の整備促進を図ること。

(いすみ市)

29 (仮称)大網白里スマートインターチェンジ設置に伴う周辺道路整備について

大網白里市を通る国道128号及び主要地方道千葉大網線並びに主要地方道山田台大網白里線は、通勤時間帯、休日や夏季の海水浴シーズンなどに慢性的な渋滞が発生し、定時走行が困難な状況となっている。

また、首都圏中央連絡自動車道に計画している(仮称)大網白里スマートインターチェンジの供用後は、更なる混雑が予想される。

については、交通渋滞の解消と円滑な道路交通網の確保を期すため、次の事項の整備を図ること。

- (1) 主要地方道千葉大網線整備事業
- (2) 国道128号4車線化整備事業
- (3) 主要地方道山田台大網白里線バイパス事業の早期完成

(大網白里市)

(海岸・河川)

3 0 海岸保全施設の早期整備について

平成23年3月の東日本大震災では、東京湾の臨海部において液状化、護岸の倒壊等の被害が発生した。この臨海部は、昭和30年代以前の埋立て造成地も多く、低地部が広く老朽化の進んだ海岸保全施設（高潮護岸・水門等）を抱えている。

地球温暖化により被害が拡大すると予測される高潮への対策のほか、東日本大震災において湾内にも津波が到来したことを契機に、今後発生確率が高いとされる首都直下地震、南海トラフの巨大地震等に備えた耐震化や津波対策は、市の中心部を流れる海老川などの水門が機能するか否かが、内陸部への浸水を防ぐカギとなることから、早期の耐震化対策等が求められている。

現在、海岸保全施設の整備は県事業として行われているが、多大な事業費を要することから早急な対応ができない状況である。

については、海老川、日の出の各水門や接する護岸について、国において耐震対策等の緊急点検と評価を実施するとともに、必要な整備改修について直轄事業を導入することで、早急な災害対策を行うよう国に強く働きかけること。

(船橋市)

3 1 館山湾における港湾事業の促進について

館山市は、多目的栈橋整備の推進、館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）第二期工事区間早期着手の要望を数年間続けている。

「東京湾沿岸海岸保全基本計画」での設計津波に対する海岸保全施設等の整備高の見直しが行われているが、そのため「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の変更を理由に、館山港海岸環境整備事業への着手が一層遅れることなく実施すること。

(館山市)

3 2 二級河川（赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について

二級河川赤目川は、現在までに下流側より約半分までの護岸が整備され、それに伴い橋梁・堰等の整備が進められ、平成19年度には赤目川上流部のB調節池も完成している。しかしながら、当該河川上流域における宅地開発の影響や頻発するゲリラ豪雨等により、近年では本納地区において浸水被害が増大している。

本納地区のまちづくり等、都市基盤整備を進める上で、当該河川の改修は最重

要課題と捉えており、また、地域住民からも、一刻も早い浸水被害の解消が切望されている。

また、二級河川阿久川については、現在までに下流側より獅子吼橋までの5.8キロメートルが改修され、河川激甚災害対策特別緊急事業により平成13年に阿久川調節池が整備されたが、上流側1.8キロメートルについては未改修であるとともに、当該河川のさらに上流域については地元土地改良事業により排水施設の整備がなされていることから、未改修区間がサンドイッチ状態となっている。

現在は未整備区間が全体整備区間に追加され、境界立会、用地測量及び動植物調査等が実施されている。

については、二級河川赤目川及び阿久川の整備について早期実施及び完成を図るため、大幅な予算の増額を図ること。

(茂原市)

3.3 二級河川平久里川水系の治水対策について

近年、局地的な集中豪雨が多発しており、平久里川水系の流域では、部分的な河道拡幅工事が徐々に進められているが、一部で氾濫の被害も発生している。

については、水害常習地域を減少させ、家屋浸水や田畑の冠水被害を解消させる当該河川の早期完成を図ること。

(南房総市)

3.4 河川に接続する小水路等における津波対策等整備事業の実施について

津波が遡上する河川では、津波の際に、河川に接続する小水路等が導水路となり海水浸入が発生することが容易に想定される。

しかしながら、現行の小水路等（新川に接続する軽桶川や大利根用水路等）の管理は地元土地改良区等が委託されているものの、津波対策等の整備事業は県において実施されている。

については、地域住民の生活安全の確保と農地を守るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川に接続する小水路等の整備方法を検討し、河川整備と併せて事業を実施すること。
- (2) 津波対策等の事業実施にあたっては、補助金の増額などの支援策を充実するよう国に働きかけること。

(匝瑳市)

教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 千葉県指定文化財に係わる補助金額の見直し・再検討について

県では、県指定文化財の保存整備事業の補助率を「補助対象経費の2分の1以内の定額」と規定し、1件あたり最大750万円の上限額を定め、補助金を交付している。

様々な内容と規模の保存整備事業に対して、一律に上限額を設けている現行の制度では、所有者に過度の負担を強いることにつながりかねないことから、特に貴重な価値を有する県指定の建造物をはじめ、多額の費用を要する保存整備事業については、それぞれの事業の内容を勘案し、その事業経費に見合った補助金額を個別に算定したうえで交付することが肝要である。

については、1件あたり一律の上限額を設定している現行の「千葉県指定文化財保存整備事業に係わる補助金」の制度を見直すこと。

(鴨川市)

2 ALT（外国語指導助手）の県費負担による配置について

新学習指導要領では「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことが外国語教育の目標として掲げられ、同指導要領内「3指導計画の作成と内容の取扱い」に「ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること」と明記されており、今後、ALT(外国語指導助手)の重要性はこれまで以上に増していく。

しかしながら、ALTの確保と配置については、各市町村が独自に行うこととなっており、財政状況等によって充実度に違いが出るとともに、市町村に大きな費用負担が生じている。

については、県下各市町村の児童・生徒が等しく充実した外国語教育を受けられるよう、県費負担によるALTの配置実現、または市町村のALT配置に対する補助制度の創設等の措置を講じること。

(浦安市)

3 スクールカウンセラー等の派遣の充実について

学校現場における不登校や対人関係の悩み、いじめ問題などの対応にあたって、スクールカウンセラー等の存在は大変大きい。市内各中学校のスクールカウンセラー等への相談件数も非常に多く、そのニーズは非常に高い。しかし、現在のスクールカウンセラー等の勤務は週1日という状況であり、学校現場にとって、相談機能の充実という面からも十分ではない。

については、スクールカウンセラー等による相談機能を充実させるため、学校への派遣日数を増加すること。

(四街道市)

警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、下記事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 市税滞納処分搜索の執行に係る千葉県警察の協力について

国税徴収法第142条の搜索の執行にあたっては、同法第144条に基づく立会人が必要となる。基本的には滞納者本人又はその家族等が立ち会うこととなるが、拒否又は不在の場合は搜索する場所を管轄する警察署の警察官を立会人とすることができると規定されている。

今後、本市においては財源の確保、公平性の確保、収納率の向上等のため数多くの搜索を執行していく考えである。

については、千葉県警察の積極的な協力を得られるよう適切な措置を講じること。
(東金市)

2 市民の安全確保策の強化について

松戸市における刑法犯認知件数は、平成19年4月に「松戸市警防ネットワーク」を創設するなどの防犯対策の強化を図ったことから、その後減少を続け、平成11年のピークと比較して半数以下にまでになったが、平成24年は平成23年と比較し211件増加し、6,435件の発生となり、あらためて対策の強化が求められている。

松戸市では、青色回転灯装備車両によるパトロール、防犯カメラの設置、地域防犯活動の支援などの対策を行っているところであるが、空き巣・ひったくりなどの市民の身近で発生する犯罪は未だに多く、市民の安全・安心感が向上したとは言えない。

については、市民の身近で発生する犯罪を抑制し、安全で安心な市民生活を実現するため、警察官の大幅な増員と地域安全の拠点となる交番の新設などを含めた市民の安全強化策を講じること。

(松戸市)

3 振り込め詐欺等への対策について

振り込め詐欺等については、特にひとり暮らしの高齢者において被害が拡大しており、各市町村においても関係機関と連携を図り、市民への注意喚起など、各種防犯対策（ホームページ、携帯メール、街頭啓発キャンペーン、防災無線等）を実施しているところである。

しかし、犯行の手口が年々複雑、巧妙化してきているため、被害そのものが一向に無くならない。

については、市でも犯罪被害が少なくなるよう、重要課題として、今後抑止対策を強化するが、県においても抜本的な対策を講じること。

（習志野市）

4 警察署の設置及び警察体制の強化について

袖ヶ浦市内の交通事故発生状況は増加傾向にあり、また犯罪についても、空き巣、自動車盗、車上狙いなどが多発しており、深刻な状況にある。

このような中、市内には警察署の設置が無く、2交番、3駐在所の警察体制であるが、これらを所轄する木更津警察署は、隣接市に所在している。

平成23年度からは木更津警察署への「移動交番車」の配車により、警察官が身近になり、犯罪や交通事故防止等の啓発活動の強化が図られたが、事件・事故の発生に際しては、警察官の到着が約30分以上もの時間を要し、市民は非常に不安を感じている。

については、再三要望しているところだが、警察署の設置と警察体制の強化について適切な措置を講じること。

（袖ヶ浦市）

5 警察組織の強化と防犯対策の充実について

八街市では、減少傾向にあった犯罪発生件数が、昨年は増加に転じ、その傾向は本年に入ってから変わらず、平成25年1月から4月まで毎月100件を超える犯罪が発生していることから市では犯罪抑止のため、市民と一体となって地域での防犯パトロールを推進するとともに、自治会等と協力して犯罪抑止への取り組みを積極的に行っている。

また、警察においても、平成25年4月には県内幹部交番では初となる移動交番車の配備、3、5月には、県警本部から警察官を増員し、パトロール、検問の

強化月間を設けるなどの結果、6月は減少傾向との報告があった。

このことから、犯罪発生時はもとより、犯罪を抑止する上においても、警察力は重要であり、安全で安心なまちづくりを実現するためには、警察力の更なる強化が必要となっている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格を図ること。

(八街市)